

## 町政懇談会の記録

| 地区名  | 開催日      | 大項目   | 小項目                | 質問・意見の要旨  | 担当課 | 回答等の要旨<br>(※対応予定及び対応済は、朱書きで入力)   |
|------|----------|-------|--------------------|---|-----|--|
| 1 永田 | R7.12.14 | 12その他 | 町立保育所              | 町立保育所の職場環境が依然と比較すると格別に良くなっているが、それでも女性の職場特有のいじめ的なものがあると耳にする。特にベテラン保育士から若い保育士へのような傾向が見受けられる状況である。所長をはじめ、若い保育士に対する、保育のやり方など人材育成に力を注いでもらいたい。            | 福祉課 | <p>以前と比較して町立保育所の職場環境が改善しているとの御意見については、町としても一定の成果が出ているものと認識しています。</p> <p>一方で、御指摘のように、ベテラン保育士から若い保育士へのいじめ的な言動があるとすれば、それは決して看過できるものではなく、容認されるものではありません。具体的な相談や情報が寄せられた場合には、事実関係を丁寧に確認し、必要な指導や環境改善など適切に対応してまいります。</p> <p>人材育成は、安定して質の高い保育を提供する上で欠かせないものであり、特に若い保育士が安心して意見を述べ、成長していく職場環境づくりが重要であると考えています。</p> <p>このため現在、部長・課長・課長補佐が全保育所職員を対象に年2回の面談を行い、職場環境や人間関係、人材育成上の課題等の把握に努め、その把握した内容については、必要に応じて職場環境の改善や人材育成の取組に生かしています。</p> <p>また、各保育所には、職員一人ひとりに応じた指導や計画的な人材育成、ハラスメントのない風通しのよい職場づくりを一層進めるよう求めているところです。</p> <p>今後とも、保育士が互いに尊重し合い、子どもたちにとって最善の保育を提供できるよう、組織全体で職場環境の向上と人材育成に取り組んでまいります。</p> |
| 2 永田 | R7.12.14 | 12その他 | お米券について            | 重点支援交付金を活用したお米券について、町ではどのように対応するのか。   | 財政課 | <p>重点支援地方交付金の活用につきましては、現時点では詳細について検討段階にあり、具体的な内容はまだ決定しておりません。</p> <p>本町としては、お米券の発行については必ずしも必要性が高いものとは考えておらず、商品券や現金給付の方が、使途の汎用性が高く、各世帯の生活実態や多様なニーズに柔軟に対応できる点で、より効果的ではないかと考えております。</p> <p>交付額の規模等を踏まえながら、具体的な活用方法について検討を進めてまいります。</p>  |
| 3 永田 | R7.12.14 | 12その他 | アリーナについて           | アリーナはどう進めていくのか？   | 財政課 | <p>エンターテインメント構想の第2段階として位置付けるアリーナ計画につきましては、町が主体となって整備・運営できるものではなく、民間による投資が前提となる施設と考えています。</p> <p>民間事業者から具体的な提案があった場合には、土地開発に係る調整等で支援を行うことを想定しており、その実現可能性を広げていきたいと考えております。</p> <p>アリーナにつきましては、人口規模や交通アクセス等を踏まえると、中予地域において一定程度が整備されることも望ましいのではないかと考えております。</p>  |
| 4 永田 | R7.12.14 | 12その他 | アーバンスポーツパークの整備について | アーバンスポーツパークの整備について、若者が集まったり、にぎわい創出になるのでぜひ、やってみたらよいと思っている。   | 財政課 | <p>地域のにぎわい創出に御関心を寄せていただき、ありがとうございます。</p> <p>アーバンスポーツパークの整備につきましては、子ども議会における提案を契機として、署名活動を経て町議会に要望書が提出されました。</p> <p>町は、これを受けて整備に向けた取組を進めており、松前町アーバンスポーツ施設整備検討会において、具体的な検討を進めています。商業とスポーツエンターテインメントを融合させたにぎわいの創出を目指してまいります。</p>  |
| 5 永田 | R7.12.14 | 12その他 | 地域コミュニティについて       | 地域の集まりごとになかなか住民が出てこなくなっている。(婦人部が月1回墓地の清掃をしているが、お墓のない家庭は出てこない)婦人部も90人程度いるが、20人程度しか集まらない。また組に入らない方も多い。時代に合わせて形を変えていく必要があるのではと考えるが、地域コミュニティの有効策はないものか。 | 町民課 | <p>地域の活動について、特定の人に負担が偏っている傾向があったり、活動を中心的に支えてこられた方々の高齢化もあったりして、これまでと同様の活動を継続することが困難になってきていているという話をよく聞きます。</p> <p>町としましても、地域コミュニティ活動の維持は大切なことと認識しております。</p> <p>まずは、婦人部が頑張ってきた活動に、男性陣(お父さん方)の協力体制を作ることも一つの方策です。また、消防団には若い世代の方もいるので、消防団との連携構築もよいのではと考えます。お気軽に町民課コミュニティ係に御相談ください。</p>   |

| 地区名   | 開催日      | 大項目   | 小項目               | 質問・意見の要旨   | 担当課           | 回答等の要旨<br>(※対応予定及び対応済は、朱書きで入力)  |
|-------|----------|-------|-------------------|--|---------------|---|
| 6 永田  | R7.12.14 | 05子育て | 子ども会の活動について       | コロナ禍以降、一段と子ども会の活動が減少している。以前は、年に1回(夏)清掃活動があったが、昨今の酷暑から熱中症予防のため中止しており、夏祭りくらいでしか集まっていないため、地域内のつながりが心配である。 | 町民課           | 西古泉では、中止していたラジオ体操を復活させた事例もあります。例えば、子どもも高齢者の皆さんも一緒にラジオ体操をするような活動をやってみてはどうでしょうか。町としても、そうした地域コミュニティ活動に対しての補助制度を検討したいと思います。   |
| 7 永田  | R7.12.14 | 12その他 | 公民館の建て替え等         | 公民館のトイレや公民館横の神社のトイレが汲み取り式でみんな利用しない。こうした設備面でも人が集まりにくくなっているのでは。  | 町民課           | 宝くじ助成事業を活用すると、集会所の建設又は大規模修繕に対し、助成対象経費の3/5以内、上限2千万円の補助があります。ただし、土地の取得や既設建物の解体費用等は対象外であることや、事業主体は認可地縁団体であること等条件がありますので、まずは町民課に相談してください。<br>また、トイレだけを改修するのであれば、町の補助要綱に基づく補助があります。事業内容によって補助率が異なりますので、こちらもお気軽に町民課に相談してください。   |
| 8 永田  | R7.12.14 | 04環境  | 雑草処理について          | 永田にいる方の自宅敷地と隣接する農地の雑草がひどい状況。大字からもアプローチを試みるがなかなか接触できない。役場から言ってもらえないか                                    | 町民課<br>産業課    | 御意見を受け、現地確認をしたところ、住宅地から樹木枝や草が隣地へ越境していることを確認し、町民課から居住者に剪定・除草のお願い文書を送付しました。<br>また、農地についても、現地確認をしたところ遊休農地であったため、農業委員会から地権者に対して農地管理の指導文書を送付します。   |
| 9 永田  | R7.12.14 | 04環境  | 浄化槽設置に係る大字の許可について | 2年くらい前の話だったが、新築住宅に浄化槽を設置する際、大字の同意なし(放流同意)に設置していたことがあった。松山の施工業者のため分からなかったとのことだが、申請時に役場でのチェックをお願いしたい。    | まちづくり課<br>町民課 | 水路に排水するための排水管の占用申請については、申請を受け付ける際に、維持管理を行っている地元の皆様が、排水管の取付け位置等について維持管理上支障がないことを確認できる書類として、承諾書を添付していただいております。<br>この承諾書は、排水管布設工事等に伴い提出される「道路占用許可申請」や「法定外公共用財産使用許可申請」の際に添付するものであり、既設の排水管を利用する場合には、以前に許可を取っていることからこれらの申請が不要となるため、町として個別に確認できます。<br>一方で、合併処理浄化槽の設置にあたり、いわゆる「放流同意」の添付を一律に求めることについては、国から違法性が高いとの見解が示されており、現在では、浄化槽協会への設置申請においても「放流同意書」の提出は求められません。このため、浄化槽設置そのものについて、地元の放流同意の有無を町が確認することは行っておりません。<br>町といたしましては、今後も関係法令や国の通知等を踏まえ、適正な事務処理に努めるとともに、申請内容に不明な点がある場合には、関係者への確認や指導を行うなど、適切な対応に努めてまいります。 |
| 10 永田 | R7.12.14 | 01防災  | 災害用井戸について         | 災害時に活用する井戸の調査はしているのか。災害が発生した場合、翌日には電気復旧するので、井戸があればポンプアップで水の確保ができるのではと思う。                               | 危機管理課         | 災害時における代替水源として、国より「災害地下水利用ガイドライン」が示されていますが、個人が利用されている飲料用に適した井戸（水質調査含む。）については、把握できていないのが現状です。<br>なお、消防用井戸・水源地等、緊急時に利用可能な施設の把握はしておりますが、水質調査まではされておりませんので、飲料用としては利用できません。<br>今現在、災害時に飲料用として利用可能な施設としては、上下水道課が管理している浄水場（西古泉水源地、恵久美、北伊予）のみとなっておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。   |